

## 令和6年第4回定例町議会 行政報告（追加）

令和6年12月11日提出

今般、北海道宿泊税条例案について、北海道から本町に対し、今後の方向性に関する提案があり、町としてはその提案を受け入れ、合意することに至ったことから、その経緯等につきましてご報告いたします。

北海道宿泊税条例案については、本定例会の初日にご報告したところです。その後、道議会定例会における宿泊税条例案の動きを注視していたところ、今年9日夜、北海道から私に電話があり、双方が制度面で歩み寄りを行う方向性として次の3点の提示がありました。

1点目は、倶知安町内は定率制を基本とし、両者が納得できる制度の方向性を協議し、今後、双方の税制度を修正していくこと。

2点目は、本町が北海道宿泊税の税収に相当する額を道に交付することで、町内では北海道宿泊税を課税しないことを基本とすること。

3点目は、今回の案で、国の同意が得られなかった場合には、元の案、即ち段階的定額制に戻ること。といった内容でありました。

倶知安町としては、北海道の提案に合意することで今後も町の宿泊税の形を維持できるものと考え、両副町長とも協議し、北海道から正式に提案があった際には、提案に応じる形で私から返答することとしました。

10日の朝、鈴木知事から私に直接、道の提案に対する町の意向確認の電話があり、私から町として道の提案を受ける旨を返答したところです。同日午後には開催された北海道議会・予算特別委員会の知事総括質疑において、知事から本提案に関する発言もあり、同日の町議会終了後、私自身、北海道庁に出向いて知事と面談をし、改めて

町として北海道からの提案を受け入れる意向を伝えてまいりました。

なお、作井議長には知事との面会にご同行いただき、また、先月ともに要望を行った倶知安観光協会代表理事と倶知安商工会議所会頭には、北海道庁へ向かう道中ではありましたが、私から直接連絡を入れ、この度の道の提案とそれに対する町の判断についてご説明し、ご理解をいただいたところです。

この度の合意を踏まえ、本町の宿泊税の安定的な運用に向け、一定の道筋が見えたところではありますが、今後、北海道との細かな調整事項も残されていることから、道と町とで様々な事務作業が始まるものと認識しております。今後も継続的に北海道と協議を行い、倶知安町宿泊税条例の改正も含め、町として必要な対応を精査し、着実に進めてまいります。

以上、行政報告といたします。